

埼玉県教育局県立学校部
特別支援教育課長 佐藤裕之様

前略ごめんくださいませ。

11月10日付けの佐藤課長の書簡を11日に受領し、拝見しました。残念ながら今回も質問に対する回答がありません。これで3回続けて無視されました。私に対する返信は、一貫して、定めた期限を過ぎてから差し出されています。誠実さを微塵も感じ取れないばかりか、むしろ意図的なものさえ感じます。

さて、これとは別に、先般の異議申立てに関し、「埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書」が11月10日に届きました。

埼玉県個人情報保護条例41条によれば、県教委が、保有個人情報の全部を開示するときは、審査会への諮問は不要です。同審査会への諮問をしたということは、県教委として、異議申立てを受けてもなお、全部を開示しない方針を貫き通すという意味の表れにほかなりません。

また、11日には、県教委が県個人情報保護審査会に提出した「開示決定等理由説明書」も届きました。それによると、「県教育委員会では……話し合いを誠実に進めてきた」のだそうです。

広辞苑によれば、話し合いとは「理解を深めたり問題を解決したりするため、はなしあうこと」、誠実とは「他人や仕事に対して、まじめで真心がこもっていること」とそれぞれ定義されています。私と県教委の間で「話し合い」が「誠実」に進んだ事実はありません。事実でないことを伝え、または事実を伝えない県教委の一貫した姿勢には、ほとんど困り果てております。公文書にウソまで書かれては、もはや話になりません。

以上のような事実及びこれまでの経緯を総合すると、県教委による7月13日の一方的な通告に始まって壊されていった信頼関係は、現状では修復が極めて難しいと判断するほかありません。

思うに、県教委は、二男の県立特別支援学校への就学に昨年からは消極的であり、保護者にその就学を断念させるよう仕向けているのだと、いま、はっきりと悟りました。県教委の、口頭で要求したことは文書にしない、文書に書いたことは行動に移さない、質問に回答するかしないかの質問にも答ええないなどの行動は、その一端なのでしょう。

よって、二男の就学に関する以後の相談は、再び川越市教育委員会に持ちかけます。

ところで、10月14日付けの佐藤課長の書簡によれば、県教委は、「我々としましては、明理さん本人の状況を十分把握し、解決に向けて精一杯知恵を出していきたい」「早期にその機会を設けさせていただきたい」とのことでした。

まず、二男の状況把握に関しては、すでに本年6月以降、川越市保育課の協力により、県教委関係者がいつでも保育所に来て観察できるよう申し合わせたはずですが。

9月22日付けの佐藤課長の書簡で「収集を始めております」とされた「福祉サービス」の情報について言えば、まだ何もお知らせ頂いておりません。川越市障害者福祉課の二男を担当しているケースワーカーに8月3日確認したところ、いわゆる「3課題」に直接対応する福祉サービスは無いとの回答でした。11月2日に電話で尋ねたら、県教委からは電話1本の連絡すら受けていないとも仰っていました。そもそも県教委が「福祉サービス」の情報提供を約束したのは本年7月です。いつまでも、とぼけたことを言われ続けては、川越市も川越市教育委員会も困ってしまいます。

また、「解決に向けて精一杯知恵を出していきたい」とのことですが、掛け声倒れの感が否めません。私には、県教委は、どうしたら県教委が何もせずに二男を就学させられるか、そして、広田一家だけの個別の問題として処理できるかを必死で考えているとしか見受けられません。

しかしながら、県教委が知恵を出して解決すべきは、県立特別支援学校における学校施設の整備その他の環境の整備などの県に責務のある普遍的な問題であって、私たち家族だけの個人的な問題ではありません。県教委が、障害のある児童の保護者の一部に対し、『ご協力』の名の下に、保護者の就労断念といった権利利益の侵害につながる負担を押し付けている実態が問題の本質なのであって、県教委自らがこの実態を是正しなければ問題は解決しません。県教委が己の不作為を棚に上げ、あくまで保護者の『ご協力』を前提にしている限り、問題は永遠に解決しないのです。

したがって、県教委が二男の状況把握と関連づけて知恵を出さないでいるのは筋違いですから、両者を区別した上で、すべての障害のある児童及びその保護者のために、法律に沿って、どうぞ精一杯知恵をお出し下さいませ。

短い間で一度もお会いすることはありませんでしたが、今日まで大変お世話になりました。以上をもって、11月10日付けの書簡に対するお返事とします。草々

2011年11月14日

(住所省略)

広田博志 (署名押印)